

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	障がい者支援関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高島市は、障がい者支援に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	—
------	---

評価実施機関名

高島市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障がい者支援関係事務
②事務の概要	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)および「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)などの関連法規に基づいて、障害者の生活支援や権利擁護に関する事務を包括的に実施する。 障がい者福祉に関する主な事務は、 ①身体障害者手帳 ・身体に一定以上の障害があると認められた住民に、身体障害者手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損、等級変更、障害部位追加等) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届 ②療育手帳 ・知的障害があると判定された住民に、療育手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など ③精神障害者保健福祉手帳 ・一定程度の精神障害があると認定された住民に精神障害者保健福祉手帳を交付する。 ・手帳の交付申請を受領し、都道府県等への進達する。以下の申請、変更、届出も同様。 ・新規交付申請、再交付申請(紛失・破損) ・記載事項変更(氏名・住所等) ・転出、返還届、死亡届など ④障害児福祉手当 ・重度の障害を持つ児童に対して障害児福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ⑤特別障害者手当 ・重度の障害を持つ成人に対して特別障害者手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑥経過的福祉手当 ・特定の条件を満たす障害者に対して経過的福祉手当を支給する。 ・認定請求を受領し、審査を実施する。以下の届出も同様。 ・変更届(氏名・住所・口座等の変更) ・資格喪失届 ・現況届 ・支払情報の確定 ⑦障害福祉サービス等(受給者管理) ・障害福祉サービスを受けるための手続き、受給者に関する管理を行う。 ・受給者の情報を管理することで、適切なサービスを提供する。 ⑧障害福祉サービス等(給付管理) ・障害福祉サービスの給付に関する管理を行う。 ・サービスの給付状況を管理し、適切な給付を行う。 ⑨自立支援医療(更生医療) ・身体障害者が自立した生活を送るために必要な医療(更生医療)を提供する。 ・受給者証申請を受領し、都道府県等へ進達する。以下の申請、届出も同様。 ・変更申請(医療の具体的方針の変更・再認定・医療機関追加変更・負担上限額変更) ・返還届(死亡等) ・国保連又は支払基金からの請求書に基づき支払を実施する。 ⑩自立支援医療(育成医療) ・18歳未満の児童を対象に、障害のある児童が自立した生活を送るために必要な医療(育成医療)を提供する。 ・育成医療を受けるための手続き、受給者に関する管理を行う。 ⑪自立支援医療(精神通院医療) ・精神障害者が通院治療を受けるための医療費(精神通院医療)を支援する。 ・受給者証申請を受領し、都道府県等へ進達する。以下の申請、届出も同様。 ・変更申請(医療機関追加変更・負担上限額変更) ・返還届(死亡等) ⑫補装具 ・身体障害者が日常生活を送るために必要な補助具を提供する。 ・支給申請を受領し、都道府県等へ進達する。 ・請求書、支給券等に基づき支給を行う。 などである。 市は、障害者総合支援法および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の申請や更新時に個人番号を取得し、正確に事務を行う。 ②特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、経過的福祉手当などの支給に関する事務で個人番号を利用し、正確な給付を行う。 ③更生医療、育成医療、精神通院医療の支給に関する事務で個人番号を使用し、正確な給付を行う。 ④障害福祉サービスの受給者証情報や補装具費支給情報の管理に個人番号を利用し、正確な管理を行う。 ⑤障害者総合支援給付支払等業務 ・サービス事業所等から、請求書、請求明細書等の請求情報等を受領し、事業所、市町村、サービス種類、受給者資格等に関するチェックを行う。 ・サービス提供量が受給者の決定支給量を超えていないこと、利用者負担上限月額が正しく管理されていることの確認等を行う。 ・請求明細書とサービス提供実績記録票との突合等による妥当性等の審査を行う。 ・これらの審査結果により、当該請求書を「返戻」、「保留」、「査定」のいずれかに決定を行う。 ・事業所等への給付費等の支払を行う。 ・国保連合会において特定個人情報ファイルを保有することにより、上述の障害者総合支援給付支払等業務の事務において、個人番号による問合せ等への対応を可能とする。 ・高額障害福祉サービス等給付費等の事務に個人番号を利用し、当市の障害福祉サービス・障害児(通所・入所)支援・補装具など複数サービスや、障害福祉サービスと介護保険サービスの給付情報に関する名寄せを、より正確に行う。
③システムの名称	※当市では、「⑤障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして 障がい者総合福祉システム、宛名システム、団体内統合宛名システム、EUCシステム、地方公共団体情報連携中間サーバーシステム、伝送通信ソフト(※) ※)伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
障害共通宛名(対象者ファイル)、住登外者宛名番号管理関係ファイル、団体内統合宛名関係ファイル	

3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)及び別表(第九条関係) ・第9条(利用範囲) ＜別表(第九条関係)における利用範囲の根拠＞ 上欄(個人番号利用事務実施者)が「市町村長」の項のうち、下欄(法定事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項(9、21、51、117の項)	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令」(利用特定個人情報省令)第2条の表 ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報提供の根拠＞ ・第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「「障害者自立支援給付関係情報」が含まれる項など(11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項) ＜利用特定個人情報省令第2条の表における情報照会の根拠＞ ・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」が含まれる項(14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項) ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給の実施(160の項) ＜国保連合会で実施する障害者総合支援給付支払等に関する事務＞ ・障害者総合支援法第29条第7項、第96条の2 ・児童福祉法第21条の5の7第14項、第56条の5の2	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	健康福祉部 障がい福祉課	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
－		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	滋賀県高島市 総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8538	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	滋賀県高島市 健康福祉部 障がい福祉課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地	
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した		
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業			[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	■経常作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①特定個人情報への入手に関する対策 ・障害者福祉システムにおける措置：個人番号カードや本人確認書類の厳格な確認を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・宛名番号や保険証番号を用いて突合を行い、対象者以外の情報の入手を防止している。 ・複数職員によるチェックや入力結果確認用リストを用いた事後チェックで誤入力を防止している。 ・国保連合会からの入手における措置：入手元を伝送通信ソフト(国保連合会の障害者総合支援給付支払等システム)に限定し、関連性や妥当性のチェックを行っている。 ・伝送通信ソフトでは個人番号を表示せず、該当した対象者に関する情報の入手を防止している。 ②必要な情報以外を入手することを防止する対策 ・障害者福祉システムにおける措置：データベース項目の設計や入力項目の制御を行い、必要な情報以外の登録を防止します。 ・複数人による二重チェックを実施している。 ・国保連合会からの入手における措置：入手元を伝送通信ソフト(国保連合会の障害者総合支援給付支払等システム)に限定し、指定されたインタフェースによって配信されるデータのみを入手している。 ③不正な使用を防止する対策 ・障害者福祉システムにおける措置：ユーザIDによる識別とパスワードによる認証、利用可能な機能の制限を行っている。 ・住民から入手する場合も届出等の書面を用いて取得し、使用用途を明確にしている。 ・庁内連携により、移転元から提供されるデータファイルを取り込む方式で、予め決められた情報以外のデータを入手しない仕組みにしている。 ・国保連合会からの入手における措置：伝送通信ソフトを用いて、指定されたインタフェースでしか入手できないようシステムで制御している。 ④特定個人情報の使用に関する対策 ・障害者福祉システムにおける措置：個人番号利用事務に係るシステム以外からは特定個人情報ファイルを直接参照できないようアクセス制御を行っている。 ・庁内連携機能側のアクセス制御により業務に不要な情報にはアクセスできないようにしている。 ・アクセス権限の設定により、許可された者以外は個人番号がマスクされた状態で表示している。 ・伝送通信ソフトにおける措置：受給者情報異動連絡票データおよび受給者情報訂正連絡票データを暗号化して送信することで、データの漏えいや改ざんを防止している。 ⑤ユーザ認証の管理 ・障害者福祉システムにおける措置：二要素認証を行い、ユーザIDに付与されるアクセス権限によって利用可能な機能を制限している。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・伝送通信ソフトにおける措置：個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施している ・共用IDの発行を禁止し、個人番号を表示しないことで不正使用のリスクを軽減している。 ■上述に加えて、移行作業時におけるリスクに対する措置としては、以下を講じている。 ①データ抽出・テストデータ生成及びデータ投入に関する作業者の権限管理 ・特定個人情報ファイルの取扱権限を持つIDを発効し、必要最小限の権限及び数に制限している。 ・作業者は範囲を超えた操作が行えないようシステム的に制御している。 ・移行行為の目的・用途でファイルを複製しないよう、作業者に対して周知徹底を行っている。 ②移行データ ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態としている。 ・不正な端末から利用できないよう制御し、アクセス権限がなくなる場合は速やかにユーザIDの失効処理を行っている。 ・伝送通信ソフトにおける措置：個人ごとにユーザIDを割り当て、パスワードによるユーザ認証を実施している ・システム間でのデータ転送により移行作業を行う場合は、専用線による接続を行い、外部からの読み取りを防止している。 ③テストデータ ・特定個人情報マスキング対象項目と定め仮名加工を施し、必要最小限のテストデータのみを生成している。 ④相互牽制 ・移行作業は二人で行う相互牽制の体制で実施している。				
9. 監査					
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査				
10. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考えられる対策					
[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられる対策	[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じて提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発				
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			

		■高島市における措置 ①物理的安全管理措置 ・外部盗入防止：警備サービスによる施設、日中は職員による監視、勤務時間外は施設の上警備をセット ・入退館管理：事前申請の上台帳にて入退室の管理 ・持込・持出防止：持込・持出物は申請の上サーバー室管理課職員の確認が必要 ②技術的安全管理措置 ・障害者福祉システムへのアクセス時における二要素認証 ・ウイルス対策ソフトウェアの導入 ・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク ③移行作業時に関する措置 ・移行作業に用いる電子記録媒体に格納したファイルは暗号化し、追記できない状態とし、作業終了後は不正使用がないことを確認した上で破棄し、破棄日時、破棄方法を記録する。 ■中間サーバープラットフォームにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・中間サーバープラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報等は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ②技術的安全管理措置 ・中間サーバープラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバープラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ■ガバメントクラウドにおける措置 ①物理的安全管理措置 ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理業を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ②技術的安全管理措置 ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用について【第2.1版】」(「デジタル庁」以下「利用基準」という。))に規定する(ASP)をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報等を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ■伝送通信ソフトに関する措置 ・受給者情報集約連絡票データおよび受給者情報訂正連絡票データを暗号化して送信することで、データの漏えいや改ざんを防止している。 ・伝送通信ソフトへのアクセス権限を必要最小限に制限し、アクセス権限を持つ従業員の数を最小限に抑えることで、不正アクセスや誤操作のリスクを低減している。 ・伝送通信ソフトを使用する従業員に対して、適切な操作方法やセキュリティ対策に関する教育と訓練を実施し、人為的ミスの発生を防止している。
--	--	--

	評価実施機関名	高島市役所	高島市長		事後
平成29年7月18日	I 5②所属長	課長 中島 勲	課長 加藤 勝己		事後
平成31年3月8日	IVリスク対策	—	新様式への変更に伴い、IⅣ「リスク対策」について記載		事後
平成31年3月8日	I 5②所属長	課長 加藤 勝己	課長		事後
令和1年5月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	市民生活部 生活相談課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8125	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番地 0740-25-8000		事後
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年10月31日 時点	令和3年4月1日 時点		事後
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年10月31日 時点	令和3年4月1日 時点		事後
令和3年6月29日	I -4②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号		事前
令和6年4月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番	総務部 総務課 〒520-1592 滋賀県高島市新旭町北畑565番		事後
令和7年4月1日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）および身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害支援区分、自立支援医療、福祉員、地域生活支援事業および身体障害者手帳に係る事務において特定個人情報を取り扱う。 障害者総合支援法に関する事務 1. 障害福祉サービスに関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 2. 障害支援区分に関する認定事務および情報の管理 3. 自立支援医療（更生医療・育成医療）に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 4. 自立支援医療（精神通院）に関する申請の受理、所得情報確認、進捗事務および情報の管理 5. 福祉員に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 6. 地域生活支援事業に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 身体障害者手帳の交付に関する事務 1. 身体障害者手帳の交付申請の受理および通達、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務および情報の管理	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）および身体障害者福祉法に基づき、障害福祉サービス、障害支援区分、自立支援医療、福祉員、地域生活支援事業および身体障害者手帳に係る事務において特定個人情報を取り扱う。 障害者総合支援法に関する事務 1. 障害福祉サービスに関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 2. 障害支援区分に関する認定事務および情報の管理 3. 自立支援医療（更生医療・育成医療）に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 4. 自立支援医療（精神通院）に関する申請の受理、所得情報確認、進捗事務および情報の管理 5. 福祉員に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 6. 地域生活支援事業に関する申請受付、支給決定事務および情報の管理 身体障害者手帳の交付に関する事務 1. 身体障害者手帳の交付申請の受理および通達、交付、記載事項変更、再交付、返還に関する事務および情報の管理		事後
令和7年4月1日	I 関連項目 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ③システムの名称	障がい者総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	障がい者総合福祉システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー		事後
令和7年4月1日	I 関連項目 2. 特定個人情報ファイル名	障害共通宛名（対象者ファイル）	障害共通宛名（対象者ファイル）、団体内統合宛名関係ファイル		
令和7年4月1日	I 関連項目 3. 個人情報の利用	障害者総合支援法に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 84の項 内閣府総務省令第5号第60条 身体障害者手帳の交付に関する事務 番号法第9条第1項 別表第一 11の項 内閣府総務省令第5号第11条	①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、144、155、161の項） ＜利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項＞ ①行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号）及び別表（第九条関係） ②別表（第九条関係）における利用関係の整理 上欄（個人番号利用事務実施者が「市町村長」の項のうち、下欄（法定事務）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、「身体障害者福祉法」、「知的障害者福祉法」、「精神障害者保健福祉法」及び「障害者総合支援法」が示される項（14、15、16、17、20、37、75、144、145、146の項） ③利用特定個人情報提供が「市町村」の項のうち、第3欄（特定個人情報）に「障害者自立支援交付関係情報」が含まれる項など（11、15、20、37、42、75、125、1		